06201

山形県

山形市

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内　　容
山形市企業立地促進事業助成金交付要綱	H12.4	次に掲げる要件を全て満たすこと ①指定企業が自ら開発行為を行い、山形市都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例第5条第1項の表に規定する土地の区域のうち、準工業型産業区域、ターミナル倉庫型産業区域および流通業務型産業区域内に立地すること。 ②土地取得（賃貸借を除く）後3年以内に操業を開始するものであること。 ③操業開始時までの建物及び償却資産の取得（賃貸借を除く）経費（消費税及び地方消費税相当額を除く）が10億円以上であること ③操業開始時において新規地元常用雇用者等を常時3人以上使用していること ④当該助成金に係る固定資産税を完納していること	基盤整備助成金 ○次に掲げる基盤整備に要する経費で、市長が認めるものの3分の2の額（限度額3億円） ①土地購入費 ②造成費 ③上水道の敷設 ④下水道の敷設 ⑤排水路の整備 ⑥道路の整備 ⑦その他市長が特に必要と認めるもの 固定償却資産取得助成金 ○当該企業の立地のために取得（賃貸借を除く）した土地、建物及び償却資産に係る固定資産税課税額に相当する額 ※3年間 雇用促進助成金 ○新規地元常用雇用者等1名につき 30 万円
山形市オフィス立地促進事業助成金交付要綱	R1.8	下記の1および2を満たす企業 1．市の誘致により、市街化区域内への事務所の新設を行った企業で、市外に主たる事務所又は事業所を有する企業又は当該企業のグループ企業であること 2．事業開始時において新規地元常用雇用者を1名以上（コールセンターにおいては10名以上）使用していること	助成金（限度額3000万円（コールセンター1億円）） ○通信回線使用料の 1/3（1年間） ○事業所賃借料の 1/3（3年間） ※中心市街地エリアへの新設の場合は5年間の助成 ○新規雇用創出費 地元常用雇用者等1名につき 20 万円（3年間） ※2年目、3年目については地元常用雇用者等をそれぞれ前年度数よりも 1 名以上（コールセンターの場合10名以上）増員した場合に該当⇒増員した地元常用雇用者等の数×20 万円 ○初期費用 事務所の新設に当たり必要な工事等の経費の2分の1に相当する額（上限100万円）
山形市企業立地融資制度あっせん要綱	H26.3	〈業種〉 次のいずれかに該当すること 製造業、建設業、情報通信業、運輸業、卸売業、自動車整備業、機械修理業 〈資金使途〉 運転資金または設備資金	資金融資 限度額20億円 利率1．1％ 償還期間 運転資金15年 設備資金20年 ※いずれも据置期間3年以内

詳しくはこちら（ https://www.city.yamagata-yamagata.lg.jp/jigyosya/yuuchi/1008765/1003623.html）

条例名	制定年月	対象者の要件				内　　容			
		取得区分	産業区分	地域区分	事業区分	建物・機械設備取得費用	用地取得費用	固定資産税相当	新規雇用
山形北インター産業団地助成制度 ※要綱策定による運用を想定	未施行 (制定予定) ※右記助成内容は公表済み (下記 URL よりご確認ください。)	取得型	次の産業に属する製造業(以下「コンセプト産業」) ・半導体関連 ・自動車関連 ・航空機関連 ・ロボット関連 ・環境/エネルギー関連 ・医療/福祉/健康関連 ・食品、農業関連	市外	新設	土地、建物、機械設備取得の20% (限度額3億円)		5年間(限度額なし)	30万円/人 ※初年度に限る。 ※操業開始時までに新規雇用され、1年以上継続雇用された人員
				市内	増設	土地、建物、機械設備取得費の10% (限度額1億5千万円)		3年間(限度額なし)	
			・コンセプト産業以外の製造業 ・情報サービス業 ・道路貨物運搬業 ・倉庫業 ・卸売業 ・自動車整備業 ・機械修理業 ・建設業	市外	新設	－	用地取得費の10%(限度額1億円)		
				市内	増設	－			
			・コンセプト産業	市内	移転 既存用地の産業系利用あり	－	用地取得費の5%(限度額5千万円)	1年間(限度額なし)	
				市内	移転 既存用地の産業系利用なし	－	－		
			・コンセプト産業以外の製造業 ・情報サービス業 ・道路貨物運搬業 ・倉庫業 ・卸売業 ・自動車整備業 ・機械修理業 ・建設業	市内	移転 既存用地の産業系利用あり	－	－	1年間(年額50%)	
				市内	移転 既存用地の産業系利用なし	－	－	－	
		賃借型	立地支援事業者が土地、建物を取得し、借受事業者へ貸付し、事業を実施する場合に助成する。	市外・市内	新設・増設	－	－	借受事業者に対して土地、建物賃借料の50%を3年間(限度額500万円/年)	

ホームページ公表内容（https://www.city.yamagata-yamagata.lg.jp/_res/projects/default_project/_page_/001/016/512/subsidy.pdf　）

06202

山形県

米沢市

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
地域経済牽引事業　10,000 (農林漁業関連業種に係るものは　5,000)	―	課税免除	固定資産税(土地、家屋、構築物)	3年間

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内　　容
米沢オフィス・アルカディア企業立地促進助成金	H26.4	本市から 1,500 ㎡超の土地を取得したもので下記のいずれかに該当するもの 1.業務施設の立地 投資額　5,000 万円以上 従業員　10 人以上 2.工場等の立地 投資額 ①(大企業)2 億円以上 ②(中小企業)1 億円以上 従業員　10 人以上 3.研究開発施設の立地 投資額、従業員数に定め無し 4. その他市長が認めたもの 投資額　定め無し 従業員　5人以上	助成金の額 ①土地取得費の 30% (市外からの立地で本市が定める誘導関連産業のうち、指定集積業種に該当する場合は 70%又は 50%) ②建物取得費の 1.5% ③償却資産取得費の 10% ④操業開始時の米沢市在住新規正社員数×30 万円(限度額 1,500 万円) ○上記の合計で1企業2億円を限度
米沢市企業立地雇用促進奨励金	H26.4	市外の製造業者の本市への立地で下記のいずれかに該当するもの 1.業務施設の立地 投資額　5,000 万円以上 従業員　10 人以上 2.工場等の立地 投資額 ①(大企業)2 億円以上 ②(中小企業)1 億円以上 従業員　10 人以上 3. その他市長が認めたもの 投資額　定め無し 従業員　5人以上	助成金の額 ①操業開始時の米沢市在住新規正社員数×30 万円(限度額 1,500 万円)
米沢市産業用地賃貸借制度	H26.4	米沢オフィス・アルカディアの市が所有する産業用地を借受けて新たに立地するもので、学術研究機関等と連携して研究を行うもの又は研究、開発を実施する場合	事業用定期借地権(10 年以上 30 年未満) 賃貸借料　土地分譲価格の2% 保証金　賃貸借料(年額)の3年分

詳しくはこちら(米沢市の企業立地情報)

06203

山形県

鶴岡市

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
過疎地域(藤島・朝日・温海地域) 2,000 (中小企業500)	―	課税免除	固定資産税	3年間
地域未来投資促進法における地域経済牽引事業計画の認定 10,000 超	―	課税免除	固定資産税	3年間

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内　　容
鶴岡市企業立地促進要綱	H23.4.1	○用地取得面積 2,000 ㎡以上	用地取得助成金 ○用地取得費の1／2助成 (限度額2億円)
		○対象となる固定資産(土地、建物、機械装置等)の取得額 2,000 万円以上	事業場設置助成金 ○固定資産税相当額の1／2助成 (1年間。限度額2．5億円)

06204

山形県

酒田市

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
過疎地域　　500 (八幡・松山・平田地域)	―	課税免除	固定資産税	3年間 (最長5年間)
地域未来投資促進法における地域経済牽引事業　10,000超	―	課税免除	固定資産税	3年間 (最長5年間)

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内　　容
酒田市企業立地促進条例	H17.11	〔工場等で新設・移設の場合〕 ○用地取得面積 1,000 ㎡以上 ○雇用者数 ①10 人以上(大企業 50 人以上) ②5 人以上(大企業 30 人以上) ③3 人以上(大企業 10 人以上) (事業所や拡充の場合も助成措置あり)	用地取得助成金 ○用地取得価額の ①50%(限度額3億円) ②30%(限度額2億円) ③20%(限度額2億円) (製造業以外は限度額1億円)
酒田市設備投資促進助成金交付規則	H30.3	○投下固定資産総額 2,000 万円超	設備投資促進助成金 土地、建物、機械・装置等の対象投下固定資産に係る最初の年度の固定資産税の課税標準額の額に対して、次のとおり助成(上限額 1 億円) ①新設又は移設　助成率 3% ※特例助成率 4.2%(指定業種の市外企業が酒田京田西、酒田臨海工業団地に立地した場合) ②拡充　助成率 1.8% ※(酒田京田西、酒田臨海工業団地等の指定区域は拡充 3%) (道路貨物運送業、倉庫業等は 16 人以上の雇用増が必要)
酒田市賃借型立地企業促進助成金交付要綱	H24.4	①雇用者数　5人以上 ②市の誘致により市内の賃借物件に立地する情報サービス業、製造業等を営む市外企業	賃借型立地企業促進助成金 ○賃借料(36 月分)及び改装費(初回交付申請時のみ)の 50%以内 ○限度額　3千万円(交付対象起算月から起算して12月毎の限度額は1千万円) ※情報通信業が市内中心市街地エリアの賃借物件に立地する場合は賃借料の対象期間が 60 月分

06205

山形県

新庄市

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
地域未来投資促進法における地域経済牽引事業計画の認定 製造業等　　10,000 超 農林漁業関連業種　5,000 超	―	課税免除	固定資産税	3年間

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内　　容
新庄市企業立地促進条例	H6.12	○新庄中核工業団地への立地企業が対象(製造業等) ①用地面積　3,000 ㎡以上 ②雇用者数　30 人以上 (中小企業は5人以上) ③土地取得後5年以内に操業	用地取得助成金 ○用地取得費の 30% ○限度額　1億円
新庄市企業立地等雇用促進奨励金交付要綱	H28.4 ※R4.4 から R7.3 までの時限要綱を再度制定。	①投下固定資産の取得額 300 万円以上(大企業は 1,000 万円以上) ②投下固定資産の取得額 3,000 万円以上(大企業は1億円以上) ※ただし、①または②いずれかの基準を満たしており、なおかつ工場新設等に伴い、常用雇用従業員が3名以上(大企業は10名以上)を1年以上継続雇用すること。(1名以上は市内在住者を雇用すること。)	雇用促進奨励金 ①常用雇用従業員(市内在住者) 1名につき 30 万円 ②常用雇用従業員(市内在住者) 1名につき 50 万円 (上限 2,000 万円) ※周辺自治体在住者についても別途雇用奨励金制度あり。

06206

山形県

寒河江市

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
製造業、道路貨物運送業、倉庫業、こん包業、卸売業 1,000	製造業以外　3	課税免除	固定資産税	3年間
地域未来投資促進法における地域経済牽引事業計画の認定 製造業等　10,000 超 農林漁業関連業種　5,000超	―	課税免除	固定資産税	3年間

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名又は要綱名	制定年月	対象者の要件	内　容
寒河江市企業立地促進補助金交付要綱	H27.4.1 (R2.4.1 改正) (R3.4.1 改正) (R4.4.1 改正) (R5.4.1 改正)	○補助対象用地 寒河江中央工業団地分譲用地 ○令和7年3月 31 日までに用地を取得し、3年以内に事業で使用すること。	企業立地促進補助金 ○市民の新規常用雇用 20 人以上 補助金額:用地取得額の 50%以内 ○市民の新規常用雇用 10 人以上又は用地取得面積5万㎡以上 補助金額:用地取得額の 30%以内 ○上記以外 補助金額:用地取得額の 20%以内 ※限度額:1企業3億円

06207

山形県

上山市

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内　　容
上山市工業団地移転等促進資金利子補給規程	S57.6	○市が造成した工業団地に工場の一部若しくは全部を移転及び新増設し、操業を開始した企業又は市の誘致により工業団地以外に工場の一部若しくは全部を移転し、操業を開始した企業	利子補給 5,000 万円以下　…年 3.5% 5,000 万円超1億円…年 3.0% 1億円超2億円　…年 2.5% 2億円超3億円　…年 2.0% 3億円超5億円　…年 1.5% 5億円超7億円　…年 1.0% 7億円超　　…年 0.5% ※資金の年利率に 0.9 を乗じた率とのいずれか低い方の率を適用
上山市産業立地促進資金融資規程	H14.4	○市内工業団地に立地し、本市産業の高度化に資することが期待できる企業	○年 1.1%の融資 ○運転資金、設備資金の内 最大 10 億円までが対象 ○運転資金:最長 15 年間 ○設備資金:最長 20 年間
上山市中小企業設備投資促進補助金交付要綱	R5.3	○製造業、飲食業、小売業等の用に供する設備投資を行う、市内に本社又は事業所を持つ中小企業	①新事業展開枠 新規事業への参入、新サービスの提供又は新技術や新製品の研究開発・量産化を目的として、設備投資を行う場合 建物、償却資産取得額の2分の1、1社あたり上限 300 万円 ②一般枠 生産性の向上又は既存事業の拡大等を目的とした、新事業展開枠に該当しない設備投資を行う場合 建物、償却資産取得額の3分の1、1社あたり上限 100 万円 （AIやIoTを搭載した設備に係る設備投資については、上限 200 万円）
上山市産業人材市内誘導奨励金交付要綱	H29.3	○市内に本社又は事業所がある製造業等を営む中小企業	申請日において市内の本社又は事業所に勤務し、市内に住所を有する 40 歳未満の者を正社員雇用した場合 1 人あたり 25 万円　1社あたり年度上限額　100 万円
かみのやま温泉インター産業団地企業立地奨励金交付要綱	R4.5	○かみのやま温泉インター産業団地へ立地する企業	用地取得奨励金 ①自動車製造など市内に特に大きい経済波及効果が見込まれる業種の企業が事業所を新設・増設した場合 用地取得額の 40%を補助 ②上記以外の業種の場合 用地取得額の 30%を補助 ③市内企業が事務所を移設した場合 用地取得額の 10%を補助 ※上記に加え加算措置あり 雇用奨励金 市内居住雇用者 1 人につき 25 万円 （上限 1,000 万円）

【産業立地促進資金】 https://www.city.kaminoyama.yamagata.jp/soshiki/9/sinkoushikin.html

【中小企業設備投資促進補助金】https://www.city.kaminoyama.yamagata.jp/soshiki/9/tyuusyokigyousetubitousi.html

【産業人材市内誘導奨励金】 https://www.city.kaminoyama.yamagata.jp/soshiki/9/shinaiyudo.html

【産業団地企業立地奨励金】https://www.city.kaminoyama.yamagata.jp/soshiki/9/sangyoudanchi.html

6208
山形県
村山市

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
過疎法 製造業・旅館業の資本金の規模 5,000 万円以下　500 5,000 万超～1億円の法人　1,000 1 億円超の法人　2,000 農林水産物等販売業・情報サービス業等　500	―	課税免除	固定資産税	3年間
地域未来投資促進法における地域経済牽引事業　10,000 超	―	課税免除	固定資産税	

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内　　容
徳内ものづくり促進事業補助金交付要綱	H17.4	・自社製品として販売可能な工業製品の開発事業 ・市の地域資源を活用し、市の PR が期待できる商業製品の開発事業	補助金 ○新商品・新製品の開発経費の 1/2(開発経費限度額:工業製品 200 万円、商業製品 100 万円)
村山市企業立地補助金交付要綱	H20.4	○市内に工場等を新設、移設又は増設した製造業等の事業者 ○常時雇用3人以上、設備投資等の合計額が 2,700 万円以上	操業補助金 ○投下固定資産に係る固定資産税相当額を当初課税分から3年間交付 (3年合計で上限 5,000 万円)
		○操業補助金を受ける事業者 ○市内居住者で、1年以上継続雇用	雇用補助金 ○新規雇用者1名につき 10 万円
		○操業補助金を受ける事業者 ○水道使用量が月平均 1,000 ㎥以上	水道料補助金 ○使用水道料金の 1/2 相当額 (上限 500 万円、最大3年間)
空き店舗等活用事業補助金交付要綱	R3.4	○空き店舗等を活用して事業を行う事業者	補助金 ○店舗等購入費、賃借料の 1/2(上限 100 万円) ○店舗等改装費の 1/2(上限 50 万円)
企業除雪機購入費補助金交付要綱	R3.10	○自社事業所敷地内の除排雪をするための乗用の除雪機を購入した製造業等の事業者	補助金 ○除雪機購入費の 1/5(上限 50 万円) ※進出事業者(新たに市内に事業所を立地する事業者)の場合は上限 100 万円
企業DX推進補助金交付要綱	R5.4	○企業の生産性や付加価値の向上、業務工程の見直し等により企業の競争力・経営力を高めるためにDX導入を行う事業者	補助金 ○補助対象経費の 1/2(上限 50 万円)
次世代まちづくり開発促進事業補助金交付要綱	R6.4	○駅西開発エリア内の国道 13 号西側で市長が指定する区域において 3,000 ㎡以上の商業施設等開発事業を行う事業者	開発事業に要する費用の 1/2 (上限:開発面積 1,000 ㎡につき 200 万円 一事業あたり 5,000 万円)
商工業活性化・創業支援事業補助金交付要綱	R7.4	○競争力向上のために設備投資等を行う事業者	補助金 ○補助対象経費の 1/2(上限 10 万円)
		○市内に事業所等を新設または本店を移転・新規出店する事業者	補助金 ○補助対象経費の 1/2(上限 100 万円)

【税制上の優遇措置】https://www.city.murayama.lg.jp/kurashi/zeikin/koteisisanzei-genmen/index.html

【事業者支援情報】https://www.city.murayama.lg.jp/jigyosha/index.html
【次世代まちづくり開発】https://www.city.murayama.lg.jp/jigyosha/doboku_kensetsu/jisedaihojokin.html

06209
山形県
長井市

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
地域未来投資促進法における地域経済牽引事業計画の認定 製造業等　10,000 超 農林水産関連業種　5,000 超	―	課税免除	固定資産税	3年間

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内　容
長井市企業誘致促進補助金交付規程	R7.4.	○長井南産業団地へ立地する企業で、設備投資(家屋及び償却資産)に要する経費が 1 億円以上 ○右記(2)の補助を受ける場合は、市内居住新規常用雇用従業者を3名以上雇用すること。	(1)事業用地取得費の 10%相当(上限 1 億円) (2)市内居住新規常用雇用従業者 1 人につき 20 万円(上限 200 万円)

06210

山形県

天童市

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
20,000 (中小企業 5,000)	新規正社員の雇用人数 製造業以外 4 (中小企業 1)	課税免除	固定資産税	3年間
500,000	正社員の雇用人数 20	上記免除期間終了後課税減免 (最大1億円)	固定資産税	上記免除期間終了後2年間

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内　　容
天童市雇用促進事業費補助金交付要綱	H28.4.1	○中小企業者であること。 ○工場等の新設、増設に際し、新たに1名以上の天童市民を正社員として雇用すること。	○新規雇用正社員 1人につき 20 万円又は 10 万円 ※限度額:1企業 300 万円 (工業団地内に限り上限 1,000 万円)

06211

山形県

東根市

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
地域未来投資促進法に基づく固定資産税の課税免除制度 促進区域 製造業等　10,000 超 農林水産関連業種　5,000 超	―	課税免除	固定資産税	3年間

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内　容
東根市企業奨励補助金交付要綱	H22.2.8	毎年1月1日から 12 月 31 日まで、3,000 万円以上投資した事業所であって、農工団地内においては、製造業・道路貨物運送業・こん包業・卸売業とする。(農工団地以外の地区は、製造業のみ)	建物及び償却資産に係る固定資産税相当額の50%(3年間)

06212

山形県

尾花沢市

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額　（万円以上）	従業員（人以上）			
過疎法 製造業、旅館業の資本金の規模 5000万円以下　500 5000万超～1億円の法人　1000 1億円超の法人　2000 農林水産物等販売業、情報サービス業　等　500	―	課税免除 （一部または全部）	固定資産税	3年間

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内　　容
尾花沢市企業立地促進条例	S62.1	工業 ①投資額　2,000 万円以上 ②雇用者数　　10 人以上 ③用地面積　3,000 ㎡以上 商業その他 ①投資額　1,000 万円以上 ②雇用者数　　5人以上	用地取得奨励金 福原工業団地又は公有適地への立地企業が対象 ○用地取得費の 40%(一括払時) 1億円限度 ○支払利子の 50%（分割払時）
			雇用奨励金 ○1人につき6万円 （操業から2年）（市内居住者）
			操業奨励金 ○固定資産税相当額（3年）
			排水処理施設整備奨励金 新設・増設・改良に要する経費の 2/3 以内
			雪対策奨励金 a.除雪機械購入 経費の 30%以内（上限 100 万円） b.消融雪装置設置 経費の 30%以内（上限 100 万円） c.除雪経費 経費の 30%以内（上限 30 万円） ※a～c のうち1つ選択。a、bは適用期間内（操業から3年）で1度限り、c は適用期間内（操業から3年間）

06213

山形県

南陽市

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

<table>
<tr><th colspan="2">適用基準</th><th>措置事項</th><th>措置範囲</th><th>適用期間</th></tr>
<tr><td rowspan="2">南陽市地域活力向上地域における固定資産税の課税免除又は不均一課税に関する条例(H28.3)</td><td>移転型事業により整備された固定資産</td><td><table><tr><th>年度区分</th><th>税率</th></tr><tr><td>初年度</td><td>課税免除</td></tr><tr><td>第2年度</td><td>4分の1</td></tr><tr><td>第3年度</td><td>4分の2</td></tr></table></td><td rowspan="2">固定資産税</td><td rowspan="2">3年間</td></tr>
<tr><td>拡充型事業により整備された固定資産</td><td><table><tr><th>年度区分</th><th>税率</th></tr><tr><td>初年度</td><td>10分の1</td></tr><tr><td>第2年度</td><td>3分の1</td></tr><tr><td>第3年度</td><td>3分の2</td></tr></table></td></tr>
</table>

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内　　容
南陽市企業立地促進条例	H24.9	製造業、情報通信業、運輸業及び卸売業で、新設又は増設を行う事業者(個人事業者を含む。) ※空き事業所の取得を含む。 ①投資額　3,000万円以上 ②投資額　5,000万円以上 ③投資額　5,000万円以上	 ①固定資産税相当額奨励金 (3年間交付) 家屋及び土地に係る固定資産税相当額 ②用地取得奨励金(5年間で分割交付) 用地取得費×10%(工業団地以外は8%) ③建物取得奨励金(5年間で分割交付) 建物取得費×5%(5億円超部分は3%)

06302

山形県

中山町

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
農工地区　3,000	工業以外　15	課税免除	固定資産税	3年間
なかやま西部工業団地への進出企業(農工法に定める工業等) 農工課税免除の適用を受けない固定資産	―	課税免除	固定資産税	5年間
集積区域 製造業等　20,000 超 農林漁業関連業種　5,000 超	―	課税免除	固定資産税	3年間

06321

山形県

河北町

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内　　容
河北町企業立地等促進補助金交付規程	H23.4	花ノ木工業団地への立地企業が対象 用地面積　1,000 ㎡以上	①用地取得補助金 用地取得額の 20%を補助(限度額なし)
		花ノ木工業団地への立地企業が対象	②操業補助金 建物及び償却資産に係る固定資産税相当額(5年間)
河北町雇用促進等補助金交付規程	H23.4	雇用期間1年以上 町内在住者	①雇用促進補助金 正規社員1人につき 10 万円
		雇用期間6ヶ月以上 町内在住者 卒業後3年以内に就職	②新規学卒者就職奨励金 新規学卒者に 10 万円

06322

山形県

西川町

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準			措置事項	措置範囲	適用期間
対象事業	資本金の額等	取得価額の合計額			
製造業、旅館業	5,000万円以下(個人を含む)	500万円以上	課税免除	固定資産税	3年間
	5,000万円超1億円以下	1,000万円以上※1			
	1億円超	2,000万円以上※1			
情報サービス業等、農林水産物等販売業	5,000万円以下(個人を含む)	500万円以上			
	5,000万円超1億円以下	500万円以上※1			
	1億円超				

※1　資本金の額等が 5,000 万円超の法人については、新設又は増設に限る

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内　　容
西川町産業立地促進条例	S38.9	①投下固定資本額 500 万円未満 ②町内に住所を有する者を 1 人以上新たに雇用	・事業所設置奨励金 ・雇用奨励金 10 万円／人

06323

山形県

朝日町

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準				措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)			従業員(人以上)			
製造業又は旅館業	【資本金】 ①～5,000万円 ②5,000万円～1億円 ③1億円～	①500万円 ②1,000万円 ③2,000万円	―	課税免除	固定資産税	3年間
情報サービス業等又は農林水産物等販売業	―	500万円				

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内　　容
朝日町産業立地促進条例	H17.6	製造業・建設業　投資額　500 万円以上 商業等　投資額　300 万円以上	事業所設置奨励金 ○投下固定資産額等(用地取得(賃借)費用奨励金に係るものを除く)の 10% (限度額1指定事業者 1,000 万円) ※町外から町内に事業所を設置・増設の場合
			雇用奨励金 ○新設又は増設に伴い新規雇用された町内雇用者数×30 万円
			用地取得(賃借)費用奨励金 ○投下固定資産額等のうち、用地取得額の 30%及び用地賃借料3年分相当額 (限度額1指定事業者 3,000 万円)

06324
山形県
大江町

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
○製造業又は旅館業　500 (資本金の額等が 5,000 万円超1億円以下である法人は 1,000 万円、資本金の額等が1億円超である法人は 2,000 万円) ○情報サービス業又は農林水産物等販売業　500	―	課税免除	固定資産税	3年間

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内　　容
大江町企業立地促進条例	H18. 1 H29.12 改正 R3.12 改正	○新設 投資額 5,000 万円以上、3名以上雇用(中小企業者の場合は1人以上)、2,000 ㎡以上用地取得 ○増設 投資額 2,000 万円以上、1名以上雇用 ○移設 投資額 5,000 万円以上、1名以上を雇用、2,000 ㎡以上用地取得	用地取得助成金 ○用地取得費の 1/2 以内 ○限度額　2億円 操業奨励金 ○固定資産税相当額(3年間) 雇用促進奨励金 ○操業開始1年以内の雇用者1人につき年額 10 万円(雇用から3年間)(対象:町内に住所を有する者)

06341

山形県

大石田町

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
2,700	―	課税免除	固定資産税	3年間

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内　　容
大石田町企業立地促進条例	H4.10	投資額 1,000 万円以上 ①用地取得面積 1,000 ㎡以上 （拡充の場合 500 ㎡以上） ②雇用人員 10 人以上 （中小企業は5人以上）	用地取得補助金 ○用地取得価額の 10/100 以内 ○限度額 1,000 万円

06361

山形県

金山町

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内　　容
金山町産業振興条例	H13.4	○雇用者数　5人以上 ○投資額　新設　500 万円以上 拡充　300 万円以上	雇用奨励金 ○1年以上の常用労働者 1人につき 10 万円(町民)
			奨励金 ○固定資産税相当額(3～5年間)
新規学卒者採用促進奨励金交付要綱	H22.2	最終学校を卒業後3年以内の者で、町内で就職し引き続き町内に住所を有する者	新規学卒者採用促進奨励金 新規学卒者採用1人あたり 10 万円
資格取得支援事業補助金要綱	H26.11	・70 歳以下の町民 ・在職者:新庄・最上地域の事業所に勤務している方 ・求職者 ・学生	・仕事に必要な資格を取得した場合、経費の2分の1(上限1人8万円)を助成。1事業所につき同一年度3名まで。 ・個人が仕事で必要な資格を取得した場合も助成可能。

06362

山形県

最上町

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
2,700	―	課税免除	固定資産税	3年間

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内　　容
最上町企業立地促進条例		○投資額　工業　1,000 万円以上 （商業 500 万円以上） ○雇用者数　工業　10 人以上 （商業　5人以上） ○用地面積　工業　1,000 ㎡以上	用地取得奨励金 ○取得価格の 30%相当額 （限度額 1,000 万円）
			雇用奨励金 ○常用雇用者(町内居住者)1名につき年 15 万円(操業から2年間)
			操業奨励金 ○固定資産税相当額(3年)
			排水処理施設整備奨励金 ○新設等に要する経費の 50%以内又は 100 万円のいずれか低い額(操業から5年以内に1回限り)
			経営基盤拡充奨励金 ○賃貸借契約を締結している事業場用地を取得したとき、取得価格の 30%相当額 (限度額 1,000 万円)

06363

山形県

舟形町

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内　　容
舟形町企業立地等促進補助金交付規程	R5．3	新設 ・投資額　3,000 万円以上。 （用地の取得、造成、建物、機械設備等） ・雇用者新規に3人以上。 移設・増設 ・投資額　1,000 万円以上。 （用地の取得、造成、建物、機械設備等） ・雇用者新規に2人以上。	新設 ・用地の取得、造成に係る費用に対する補助　3/4 （限度額:1,500 万円） ・建物、機械設備等に係る費用に対する補助　1/5 （限度額:1,500 万円） 移設・増設 ・用地の取得、造成に係る費用に対する補助　3/4 （限度額:250 万円） ・建物、機械設備等に係る費用に対する補助　1/5 （限度額:250 万円）
舟形町雇用促進等補助金交付規程	R5．3	・舟形町雇用促進等補助金の該当事業者であること。 ・舟形町に住所を有する新規常用雇用従業員であること。	雇用 1 人につき 30 万円

06364
山形県
真室川町

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
2,700	―	課税免除	固定資産税	3年間

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内　　容
真室川町産業振興条例	H19.3	○投資額　300 万円 ○雇用者　3人(町外事業者は 10 人)	用地建物取得奨励金 ○用地取得価格の 30%相当額 ○建物取得価格の 10%相当額 ○限度額 1,000 万円 （指定した日より 10 年以内）
			操業奨励金 ○固定資産税相当額及び法人町民税均等割額相当分 (投下固定資産が 500 万円以上の場合は 5 年以内、500 万円未満の場合は 3 年以内)
			雇用奨励金 ○常用雇用者(町内居住者)1名につき年 30 万円
			厚生施設整備奨励金 ○施設設備費の 50%以内の額又は 100 万円のいずれか低い額(5年以内に1回を限度)
			その他の奨励金 ○町長が特に認める施設の設置に要する経費の50%以内の額又は100万円のいずれか低い額(操業開始から5年以内に1回限り)

06365
山形県
大蔵村

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
2,700	―	課税免除	固定資産税	3年間

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内　　容
資格取得による雇用促進事業費補助金要綱	R5.4.3	・満 65 歳までの村民	・対象資格を取得した場合、経費の2分の1(上限1人10 万円)を助成。年度内1人1回まで。

06366

山形県

鮭川村

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準			措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)		従業員(人以上)			
製造業又は旅館業	【資本金】 ①～5,000万円 ②5,000万円～1億円 ③1億円～	①500万円 ②1,000万円 ③2,000万円	―	課税免除	固定資産税	3年間
情報サービス業等又は農林水産物等販売業	―	500万円				

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内　　容
鮭川村企業誘致条例	S42.7	工業　1,000 万円 雇用 10 人以上 面積 1,000 ㎡ 商業　500 万円 雇用5人以上 その他 500 万円 雇用2人以上	○用地取得奨励金 事業用用地を取得したとき、取得価格の5%以内の額。ただし、1指定事業者につき総額 5,000,000 円を限度とし、適用期間は、指定した日から 10 年以内に取得した場合。 ○雇用奨励金 常時雇用者(村内居住者に限る)が新規雇用又は増員により1年間雇用されたとき、雇用者1人につき、1回に限り 300,000 円とし、適用期間は、操業開始日から2年間とする。 ○操業奨励金 当該年度に係る村税(新規又は拡充若しくは移設された土地、建物、機械設備等の固定資産税及び法人税割村民税)相当額とし、適用期間は、課税年度から3年間とする。 ○用地造成奨励金 新設又は拡充若しくは移設時に要した用地造成経費の3分の1以内の額とする。ただし、1指定事業者につき総額 3,000,000 円を限度とし、適用期間は、指定した日から 10 年以内に造成した場合とする。 ○排水処理施設整備奨励金 排水処理施設の新設又は拡充若しくは改良に要する経費の50%以内の額、又は1,000,000 円のいずれか低い額とし、適用期間は、操業開始日から5年以内に1回限りとする。 ○その他奨励金 村長が特に必要と認める施設の設置等に要する経費の 50%以内の額、又は1,000,000 円のいずれか低い額とし、適用期間は、操業開始日から5年以内に1回限りとする。

06367

山形県

戸沢村

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
2,700	―	課税免除	固定資産税	3年間

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内　　容
戸沢村企業立地促進条例		○拡充　500 万円 ○雇用者　5人 ○工場面積 新設又は移設　1,000 ㎡ 拡充　500 ㎡	用地取得助成金 用地取得価額 100 分 10 を乗じて得た額以内とし、1,000 万円を限度 従業員厚生施設整備奨励金　　100 万円限度

06381

山形県

高畠町

〈企業立地に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
民間企業等により、実施される東京 23 区から本社機能の移転を伴う特定業務施設の整備であり、県知事から整備計画の認定を受けた日から2年以内に取得した特別償却資産(家屋、構築物、償却資産)の取得額が 3,800 万円超(中小企業者は 1,900 万円超)であること。	山形県企業立地活性化計画による	年度区分 / 税率 初年度 / 免除 第 2 年度 / 免除 第 3 年度 / 免除	固定資産税	3年間
民間企業等により拡充型事業に対象地域内において実施される特定業務施設の整備であり、県知事から整備計画の認定を受けた日から2年以内に取得した特別償却資産(家屋、構築物、償却資産)の取得額が 3,800 万円超(中小企業者は 1,900 万超)であること。	山形県企業立地活性化計画による	年度区分 / 税率 初年度 / 100 分の 0.14 第 2 年度 / 100 分の 0.467 第 3 年度 / 100 分の 0.933	固定資産税	3年間

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内　　容
高畠町新事業活動推進サポート事業	H29.4	【1】対象者 (1)本町に住所を有する中小企業信用保険法第2条に定める中小企業者及び小規模企業者またはこれらで組織する団体 (2)本町に住所を有する農業法人または農業者で組織する団体 【2】対象事業 (1)新ビジネスモデルチャレンジ ①新ビジネスモデルを構築するための情報収集事業 ②新商品・サービスの開発および試験販売・市場調査 (2)BCP 策定 BCP を策定するための事業	補助金 補助対象経費の合計額の2分の1以内 (上限 30 万円)
高畠町創業者支援事業	H29.4	【1】対象者 新たに町内で創業を行う者または交付申請時に町内で創業後1年未満の者 【2】対象事業 創業者が、地域の需要や雇用を支える事業や海外市場の獲得を念頭とした事業を、新たに町内において興すもの ※創業支援の補助金交付には、高畠町創業支援事業計画に基づく特定創業支援事業(創業セミナー等)を受講し、町の認定を受ける必要があります。	補助金 補助対象経費の合計額の2分の1以内 (上限 30 万円)
高畠町中小企業設備投資等補助	H28.4 R3.4 一部	【1】対象者 (1)本町に住所を有する製造業を営む中小企業、小規模企	補助金 (1)所有型

金	変更	業者又はこれらで組織する団体。 ⑵他の市町村から本町に工場等の新設を行おうとする中小企業、小規模企業者又はこれらで組織する団体。 【2】対象事業 「所有型」と「設備投資型」の2つの区分があります。 ⑴『所有型』 自ら所有する工場等の新設又は増設（対象事業費 1,000 万円以上） ⑵『設備投資型』 生産設備の取得や生産設備導入に伴う工場の内部造作等の変更（対象事業費 200 万円以上） ※⑵『設備投資型』は、町長が指定する国や県等の補助事業に応募し不採択となった事業者が投資計画をブラッシュアップし、申請した場合に優遇措置有。	・対象事業費の 10%以内 （上限 500 万円） ⑵設備投資型 ①対象事業費の 10%以内 （上限 300 万円） ②対象事業費の 30%以内 （上限 300 万円） ※②は、町長が指定する国や県等の補助事業に応募し不採択となった事業者が投資計画をブラッシュアップし、申請した場合

06382

山形県

川西町

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
過疎法　　2,700万円以上	—	課税免除	固定資産税	3年間
地域再生法　　3,800万円以上 (中小企業者は1,900万円以上)	—	課税免除(移転型) 不均一課税(拡充型)	固定資産税	3年間
地域未来投資促進法　　2,000超	—	課税免除	固定資産税	3年間

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内　　容
川西町工場設置奨励条例	S41.11	○投下固定資本額 1,500 万円以上 ○従業員 5人以上	奨励金 ○固定資産税相当額 新設 3年間 拡充 2年間

06401

山形県

小国町

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準			措置事項	措置範囲	適用期間
対象事業	資本金の額等	事業用資産(建物およびその付属設備、償却資産)の取得価額			
製造業 旅館業	5,000万円以下(個人を含む)	500万円以上	課税免除	固定資産税	3年間
	5,000万円超1億円以下	1,000万円以上※1			
	1億円超	2,000万円以上※1			
農林水産物等販売業 情報サービス業等	5,000万円以下(個人を含む)	500万円以上			
	5,000万円超1億円以下	500万円以上※1			
	1億円超				

※1 資本金の額等が、5,000 万円超の法人については、新設、増設の場合のみ該当

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内　　容
小国町事業場設置奨励条例	S42.7	以下の内容で事業場等の新増設を行う者。 ①(新設のみ) 投下固定資産総額 700 万円以上かつ常用雇用者 20 人以上 ②(増設のみ・既設投下固定資産総額 300 万円以上の事業場) 投下固定資産総額 400 万円以上かつ増加する常用雇用者 20 人以上 ③常用雇用者 60 人以上 ④地元資源の活用を図るための投下固定資産総額 1 億円以上かつ常用雇用者 1 人以上 ⑤(中小小売商業振興法第4条による認定を受けて設置する施設) 投下固定資産総額 1 億円以上	奨励金 ○固定資産税相当額(3年間)
小国町雇用促進奨励金交付要綱	H25.4	雇用保険の適用事業者であって、本町において新たに従業員 20 名以上を雇用する事業者。(ただし、新たに雇用する従業員は、操業開始等の日において本町に居住し、引き続き1年以上当該事業所に常用雇用するものとする。)	奨励金 新たに雇用する従業員1名につき 10 万円を乗じて得た額とする。ただし、交付は1回限りとし、1事業者に付き 300 万円を上限とする。
小国町起業化資金助成金交付要綱	H25.4	小国町内に住所を有する新規開業又は開店を目指している者で、開業又は開店後1年以上事業を継続することが見込まれること。(金融保険業、風俗営業は除く。)	助成金 助成対象経費の3分の2とし、上限額は 20 万円とする。ただし、対象者が女性の場合、上限額を 30 万円とする。

06402

山形県

白鷹町

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
500	―	課税免除	固定資産税	3年間

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内　　容
白鷹町企業立地促進事業費補助金	R5.7.3	町内に事業所を新設、移設、又は増設(事業の拡大)、事業統合 【区分】 ○新設 区分 1-1 (宿泊業) 建物、機械設備等の投下固定資産額10,000万円以上、かつ雇用者新規に3人以上。 (宿泊業以外の指定業種) 用地面積 2,000 ㎡以上、かつ建物、機械設備等の投下固定資産額10,000万円以上、かつ雇用者新規に10人以上。 区分 2-1 (宿泊業) 建物、機械設備等の投下固定資産額5,000万円以上、かつ雇用者新規に1人以上。 (宿泊業以外の指定業種) 用地面積 2,000 ㎡以上、かつ建物、機械設備等の投下固定資産額 5,000万円以上、かつ雇用者新規に 10 人以上。	【補助金の額】 ○新設 区分 1-1 建物、機械設備等の投資額(消費税及び地方消費税相当額、その他税を除く)に 100 分の 20 を乗じた額で 3,000 万円以内の額 区分 2-1 建物、機械設備等の投資額(消費税及び地方消費税相当額、その他税を除く)に 100 分の 10 を乗じた額で 1,000 万円以内の額
		区分 3-1 (宿泊業) 建物、機械設備等の投下固定資産額2,500万円以上、かつ雇用者新規に1人以上。 (宿泊業以外の指定業種) 用地面積 2,000 ㎡以上、かつ建物、機械設備等の投下固定資産額 2,500万円以上、かつ雇用者新規に5人以上。 区分 4-1 (宿泊業)	区分 3-1 建物、機械設備等の投資額(消費税及び地方消費税相当額、その他税を除く)に 100 分の 10 を乗じた額で 500 万円以内の額 区分 4-1 固定資産税額相当額(過疎減免を除いた額)について、継続利用可とし、最初に固定資産

		建物、機械設備等の投下固定資産額300 万円以上、かつ雇用者新規に1人以上。 (宿泊業以外の指定業種) 用地面積 1,500 ㎡以上、かつ建物、機械設備等の投下固定資産額300万円以上、かつ雇用者新規に1人以上。 ○移設(増設) 区分 1-2 用地、建物、機械設備等の投下固定資産額 10,000 万円以上、かつ雇用者新規に3人以上。 区分 2-2 用地、建物、機械設備等の投下固定資産額 5,000 万円以上、かつ雇用者新規に1人以上。	税を課されることとなる年度から3年以内を限度とする。 ○移設(増設) 区分 1-2 建物、機械設備等の投資額(消費税及び地方消費税相当額、その他税を除く)に 100 分の 20 を乗じた額で 3,000 万円以内の額 区分 2-2 建物、機械設備等の投資額(消費税及び地方消費税相当額、その他税を除く)に 100 分の 10 を乗じた額で 1,000 万円以内の額
		区分 3-2 用地、建物、機械設備等の投下固定資産額 2,500 万円以上、かつ雇用者新規に1人以上。 区分 4-2 用地、建物、機械設備等の投下固定資産額 500 万円以上、かつ雇用者新規に1人以上。 ○事業統合 区分 1-3 用地、建物、機械設備等の投下固定資産額 10,000 万円以上、かつ事業統合に伴う解雇を行わないこと。 区分 2-3 用地、建物、機械設備等の投下固定資産額 5,000 万円以上、かつ事業統合に伴う解雇を行わないこと。 区分 3-3 用地、建物、機械設備等の投下固定資産額 2,500 万円以上、かつ事業統合に伴う解雇を行わないこと。 区分 4-3 用地、建物、機械設備等の投下固定資産額 500 万円以上、かつ事業統合に伴う解雇を行わないこと。	区分 3-2 建物、機械設備等の投資額(消費税及び地方消費税相当額、その他税を除く)に 100 分の 10 を乗じた額で 500 万円以内の額 区分 4-2 固定資産税額相当額(過疎減免を除いた額)について、継続利用可とし、最初に固定資産税を課されることとなる年度から3年以内を限度とする。 ○事業統合 区分 1-3 建物、機械設備等の投資額(消費税及び地方消費税相当額、その他税を除く)に 100 分の 20 を乗じた額で 3,000 万円以内の額 区分 2-3 建物、機械設備等の投資額(消費税及び地方消費税相当額、その他税を除く)に 100 分の 10 を乗じた額で 1,000 万円以内の額 区分 3-3 建物、機械設備等の投資額(消費税及び地方消費税相当額、その他税を除く)に 100 分の 10 を乗じた額で 500 万円以内の額 区分 4-3 固定資産税額相当額(過疎減免を除いた額)について、継続利用可とし、最初に固定資産税を課されることとなる年度から3年以内を限度とする。

06403

山形県

飯豊町

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
地域経済牽引事業計画の認定 10,000(農林漁業関連業種5,000) 過疎法 500	―	課税免除	固定資産税	3年間

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内　　容
中小企業振興条例	H25.3	人材確保に係る取組みを行う事業者で、次の要件を満たす者。 ・人材確保に係る事業については、町内事業所への採用及び配属を目的としていること。 ・町内移住者は正社員として雇用する者に限る。	①人材確保支援事業 就職・転職サイト掲載費、人材確保に係るホームページやパンフレット作成費、合同企業説明会等への参加費、町内移住者に対する入社支度金の支給及び専門家の支援を受けて行う労働生産性向上に向けた環境整備などを行う事業。補助対象経費の1／2以内の額。上限 100 万円。
		町内で創業や新業種を開始しようとする事業者で、次の要件を満たす者。 1. 事業を営んでいない個人で新たに事業を開始する者又は新たに飯豊町内に会社を設立し事業を開始するものであること 2. 中小企業基本法第2条第5項に規定する小規模企業者にあっては、商工会等の指導及び助言を得て経営計画書を作成すること	②創業支援事業 飯豊町内で創業や産業分類が異なる新しい業種を開始する事業。企業は、補助対象経費の50%以内の額、上限200万円。個人は、補助対象経費の 50%以内の額。上限100 万円。
		事業機能の強化・向上(経営改善、売上増加、顧客の利便性向上等)を目的とする取組みを行う企業等で、以下の要件を満たす者。 ・中小企業基本法第2条第5項に規定する小規模企業者にあっては、商工会等の指導及び助言を得て経営計画書を作成すること	③商業活性化支援事業 一般機能強化(店舗等改修、機械器具等購入、広告宣伝等)やデジタル化の推進(キャッシュレス決済導入、EC販売導入、デジタルオーダー導入等)、新商品開発(専門家相談、試作品作成、プロモーション等)を行う事業。補助対象経費の1／2以内の額。上限30 万円。 事業実施に際し町内事業者への発注要件あり。

06426

山形県

三川町

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
地域未来投資促進法における地域経済牽引事業計画の認定 製造業等　　10,000 超 農林漁業関連業種　5,000 超	―	課税免除	固定資産税	3年間

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内　　容
三川町企業立地促進条例	H22.3	落合工業団地、天神堂工業団地、みかわ産業団地内に工場の新設または移設を行った事業者 製造業等 投下固定資本額　3,000 万円以上 取得面積　3,000 平方メートル以上	工場立地奨励金として固定資産税(3年間)の額の相当額に3分の2を乗じた額を上限として決定した額

06428
山形県
庄内町

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
促進区域 製造業等　　5,000 超 農林漁業関連業種　5,000 超	―	課税免除	固定資産税	3年間

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内　　容
庄内町企業振興条例	H17.7	○用地取得 1,000 ㎡～5,000 ㎡未満 ○用地取得 5,000 ㎡以上	用地取得助成金(工業団地) ○用地取得費の 35% ○用地取得費の 50%
		○雇用 20 名以上 ○中小企業は雇用5名以上	雇用促進助成金 ○町内在住の新規雇用者数×20 万円 ○町外在住の新規雇用者数×5万円 (限度額　400 万円)
		○新設・移設　投下固定資本額 2,000 万円以上若しくは従業員 20 人以上 ○拡充　投下固定資本額 1,500 万円以上	企業振興奨励金 固定資産税相当額 ○新設・移設　3年(特定地域5年) ○拡充　2年(特定地域3年)
庄内町商工業振興資金利子補給補助金交付要綱	H17.7		利子補給補助金 ○県商工業振興資金の一部について、支払った利子の 1/2 を補助(融資実行日から3年以内)

06461

山形県

遊佐町

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
過疎地区　2,700超	―	課税免除	固定資産税	3年間

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内　容
遊佐町企業立地促進条例	S61.3	○面積 1,000 ㎡以上 (拡充の場合 500 ㎡以上) ○雇用者数 5人以上 従業員数 50 人未満の企業にあっては従業員数の 10%以上 (10 人未満の企業は1人)	○用地取得価額の 30/100(限度額 3,000 万円)を用地取得助成金として交付 ※鳥海南工業団地の未造成地を取得した場合に限り、山形県が定める通常分譲価格の 30/100 で、限度額 5,000 万円)
遊佐町企業奨励条例	S48.10	○投資額 3,000 万円以上、又は投資額 2,000 万円以上かつ雇用5人以上、又は雇用 10 人以上	○固定資産税相当額(5年間)を奨励金として交付
遊佐町工業用水道料金支援補助金交付要綱	H24.2	○町企業奨励条例に係る指定事業場で、鳥海南工業団地に立地、操業し、山形県工業用水を使用	○1 ヶ月の工業用水道料金請求額の 20%を補助金として交付 ○上限額 50 万円(1ヶ月あたり) ○使用開始月から5ヶ年間
遊佐町社宅整備支援事業補助金	H26.3	○町内において、従業員の居住を目的として入居戸数5戸以上の社宅を新築 ○遊佐町に住民登録	○入居戸数1戸あたり60 万円(上限額 1,000 万円)を補助金として交付
中小企業設備投資支援事業補助金交付要綱	H27.3	○1年以上継続して、町内に事業所を有する法人又は個人の事業者	設備投資(工場・倉庫等の新増設及び機械装置等の設置)に対する補助金 ○投資額の 10%以内(上限 200 万円)